

参考1

平成23年5月27日
食料・農業・農村政策審議会
食品産業部会配布資料

食品産業の将来方向

～「食」を通じて豊かな生活を提供する産業～

3月時点での起草委員会取りまとめ案

【目次】

第1	食品産業に期待される役割	1
	(参考) 食料・農業・農村基本法上の位置づけ	2
第2	食品産業をめぐる状況変化	2
1	国内外の市場構造等の変化	2
2	グローバル化の急速な展開 (EPA交渉等)	3
3	事業変化の加速化等	4
第3	食品産業の目指すべき方向	4
1	食品産業の目指す基本的な方向	4
2	3つの視座	4
	(1) ライフスタイル (消費者) 起点	4
	(2) グローバル起点	5
	(3) 地域起点	5
3	食品産業の構造展望	6
第4	共通の目標の設定とフードチェーン当事者等の役割分担・協働	6
1	食品産業全体の共通の目標	6
2	食品産業事業者等フードチェーン当事者に期待される役割・分担	8
	(1) 業界団体	8
	(2) 関連異業種の事業者	8
	(3) 農林漁業者	8
	(4) 消費者	9
3	行政の果たすべき役割	9
4	関係者間の協働	10
第5	食品産業の持続的発展に向けた取組	11
1	食品産業事業者の重点課題	11
	(1) イノベーションによる新たな需要・市場の開拓	11
	(2) 食品の量・質両面での安定供給	11
	① 海外に依存する原料等の安定的な調達	11
	② 国産農林水産物の最大の需要先としての国内農林水産業の活性化	12
	③ 合理的なフードチェーンの構築	12
	④ 消費者への食料供給ルートの確保	12
	(3) 食品の安全、消費者の信頼確保の取組の充実	12
	(4) 持続可能な資源循環型社会の構築	13
	(5) 企業の社会的責任 (CSR) の推進	13
	(6) 研究開発、人材育成の充実	13

①研究開発の推進	13
②人材育成の充実	13
2 行政による具体的な取組	13
（1）食品の量・質両面での安定供給	14
①海外に依存する原料等の安定的な調達の支援	14
②国内農林水産業の活性化に向けた取組	14
③消費者への食料供給ルート確保	14
（2）食の安全、消費者の信頼確保の取組の充実	14
（3）協働の枠組み(プラットフォーム)の構築等	15
第6 構造改革の推進	15

第1 食品産業に期待される役割

国民が「食」を通じた豊かな生活を享受するために、食品産業には以下の役割が期待されている。食品産業事業者がこの役割を持続的に担うことにより、国民への価値提供を続けていくことをフードチェーン当事者が常に意識する必要がある。

国民に対する安全な食料の安定的な供給

- ・食料は、人間の生命の維持に必要な不可欠なものであり、安全な食料の量的な安定供給は、全国民の生活の根幹をなすもの。
- ・食品産業は、農林水産業と、いわば「車の両輪」として国民に対し安定的に食料を供給する役割。

国民に対して良質かつ多様な食料を供給し、豊かな生活の実現に貢献

- ・成熟した今日の我が国の消費生活においては、量的な安定供給に加えて、「食」の内容が国民・消費者の満足し得る一定以上の品質を備えていることが重要。
- ・我が国の自然、歴史、気候等を反映した多様で豊かな「食」を提供することによって、健康で充実した生活の実現に貢献。
- ・「食」に関する多様な情報の提供により、消費者の「食」に関する理解向上とその知識の習得に寄与。
- ・家事労働の縮減等の消費者ニーズに合致した簡単、便利な食生活の実現に貢献。

国産農林水産物の最大の需要者として国内農林水産業を支える

- ・国産農林水産物の3分の2が食品産業向けであり、農林水産物の最大の需要者として、農林漁業者の所得確保に寄与。
- ・国民の最終消費の8割以上が加工食品（外食を含む。）であり、国産農林水産物も食品産業なくしては消費者に届かない。食品産業が農林漁業者と消費者のニーズを仲介（橋渡し役）することにより、両者の情報共有を促進し、満足度を向上。
- ・農林漁業者との安定的な取引関係の構築や、自ら農業に参入することによって、国内農林水産業の活性化に貢献。

国民経済、特に地域経済の担い手

- ・国内の飲食料の最終消費額は国内最終需要の14.6%（73.6兆円）、就業人口の13%（817万人）を占め、国民経済上の重要な地位を占める。
- ・全国各地で有力な地場産業として、地域の雇用を支えるとともに、製品、サービスを通じて国民生活の利便性を支える。

- ・地域の特色ある農林水産物の活用等により、関連産業（農林水産業、観光産業等）の活性化に寄与（6次産業化の担い手）

資源の有効利用の確保及び環境への負荷の低減

- ・有機質資源の循環の重要な部分を担う地球環境に密接に関係する生命産業として、食品の製造、流通、販売を通じて持続性の高い社会構築に貢献。
- ・未利用資源の活用、廃棄物の排出抑制や再生利用等により、資源の有効な利用を実現。
- ・食品の製造、流通、販売のフードチェーンの各段階において、生物多様性の保全等に配慮するとともに環境負荷の低減を図る。

（参考）食料・農業・農村基本法上の位置づけ

上記のような食品産業に期待される役割が十全に発揮されるよう、食料・農業・農村基本法においても、食品産業を位置づけ、施策を推進してきたところ。具体的には、以下のような位置づけとなっている。

- ・「食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料を合理的な価格で安定的に供給されなければならない」（第2条第1項）ことが、基本法の基本理念の一つである。このために、「食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることにより、高度化し、かつ多様化する国民の需要に即した供給が行われること」が必要とされている（第2条第3項）。
- ・「食品産業の事業者は、その事業活動を行うに当たって、基本理念にのっとり、国民に対する食料の供給が図られるよう努める」旨の努力義務が定められている（第10条）。
- ・食品産業を健全に発展させるために国が行うべき施策として、「事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強化、農業との連携の推進、流通の合理化その他必要な施策を講じる」ことが挙げられている（第17条）。

第2 食品産業をめぐる状況変化

食品産業をめぐる最近の状況変化には、今まで食品産業が国民生活において果たしてきた役割の持続性を揺るがしかねないものが見られる一方で、新たな価値創造の機会となることが期待されるものも見られる。従来の枠組みにとらわれない変革が求められている。

1 国内外の市場構造等の変化

我が国経済全体として、需給ギャップが拡大しデフレが進行する中、食品をめぐる状況をみると、人口減・高齢化等により国内市場は量的に縮小傾向で推移している。

過剰設備等の供給過剰や過当競争の状態は解消されておらず、需給ギャップが存在する一方で、店舗に直接出向いて商品を購入することに不便や苦勞を伴う事態（食料品アクセス